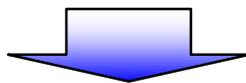
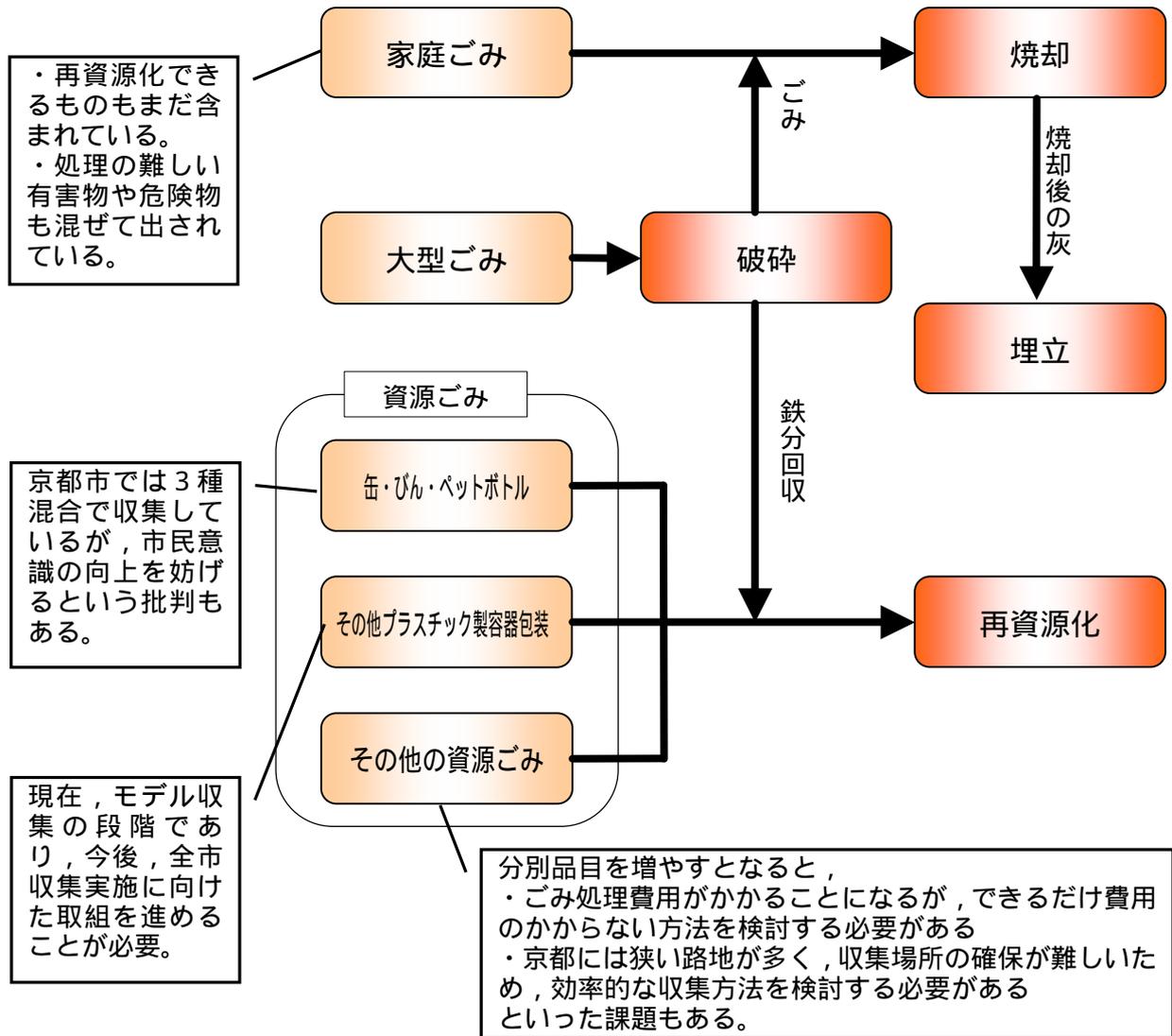


§ 6 これからのごみ収集・管理のあり方は？

1. 家庭系ごみ収集・管理についての考え方

(1) ごみ収集についての考え方

京都市の家庭系ごみの区分と処理の大まかな流れ，課題は次のように整理されます。



これらを踏まえると，

- ・現在京都市が持っている車両や施設をできる限り活用する
- ・資源化できるものについては，行政による収集だけでなく，市民が主体となった資源化の機会が広がるように，集団回収や拠点回収などを積極的に推進する
- ・有害物や危険物の収集・処理については，「拡大生産者責任」の考え方から，事業者と連携を図る
- ・それでも残ったごみは適正に処理する

といったことが必要であると考えられます。

(2) ごみ管理についての考え方

廃棄物管理システム構築の基本的な考え方

総合的な廃棄物管理施設として施設の整備

- ・ ごみに出されたものから資源、エネルギーを最大限回収。
- ・ 新たな技術の進展を踏まえ、徐々に非焼却型へと移行するが、それでも残るものについては、焼却により適正に処理処分。

環境に配慮した廃棄物管理システムの構築

- ・ 多様な選択肢のある中で「環境負荷の最小化と環境保全への貢献」の観点から廃棄物管理システムを検証・評価
- ・ 具体的な評価のための手法として、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法などを活用



減量が必要なごみのリサイクルのシステム例

厨芥類（生ごみ）

堆肥化	生ごみを発酵、熟成させて堆肥化し、農地へ還元。
バイオガス化	生ごみを発酵によりバイオガス化し、エネルギーとして利用（発電）



プラスチック類

容器包装リサイクル法指定法人ルート	プラスチック類(その他プラスチック製の容器包装のみ)を、容器包装リサイクル法の再商品化事業者が高炉還元等によりリサイクル(現行のモデル収集のリサイクルルート)。
灰溶融	プラスチック類を、灰溶融施設等の燃料として利用。



紙類

容器包装リサイクル法指定法人ルート	紙類(その他紙製の容器包装のみ)を、容器包装リサイクル法の再商品化事業者が製紙原料等へとリサイクル。
RPF 化 灰溶融燃料	紙類を固形燃料(RPF)化し、灰溶融施設等の燃料として利用。
バイオガス化	紙類を発酵によりバイオガス化し、エネルギーとして利用（発電）



上記のリサイクル手法と焼却等による適正処理手法等を組み合わせた総合的な廃棄物管理システムの選択にあたっては、環境負荷低減の観点から、LCA手法などを活用して環境面からの検討を加えることが重要です。その上で、経済性や地域特性にも配慮しつつ将来のシステムを選択していくべきと考えます。

以上のことから、家庭ごみについては品目別に、例えば次のような取組を行うことが考えられます。

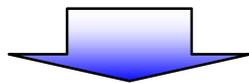
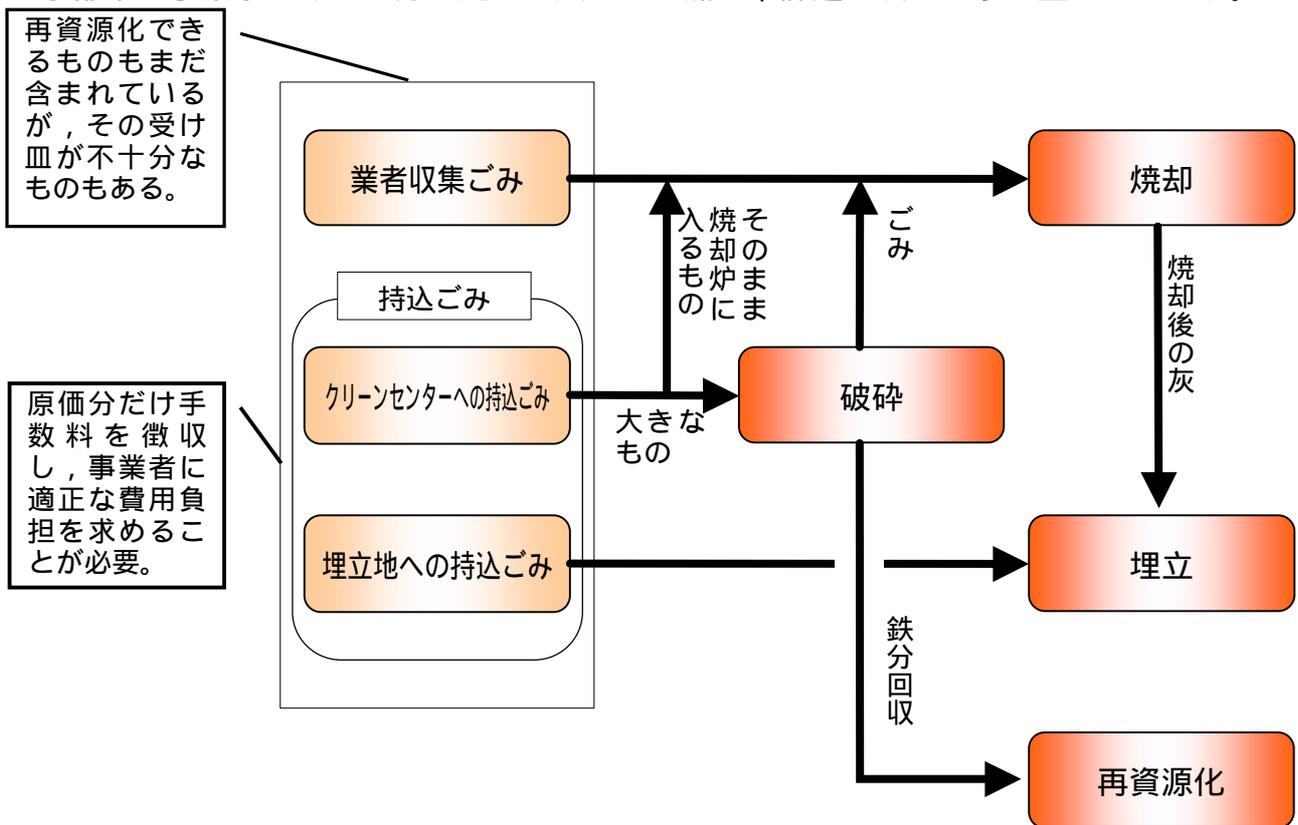
	品目	収集・回収，処理の方向性		
		分別収集	集団回収	拠点回収
現在 京都市が取り扱っている品目	缶・びん・ペットボトル	混合収集を継続	地域の自主的取組として個別回収の検討	
	乾電池		回収の促進	
	小型金属類	分別収集（現在は試行）を継続		
	紙パック		回収の促進	
	その他プラスチック製容器包装 （ペットボトル以外のプラスチックボトル，トレイなど）	モデル収集から本格的な全市収集への移行を図るとともに，容器包装リサイクル法ルートを含めて再資源化手法を再検討する	白色トレイ 回収の促進	
電気製品，家具・寝具	市が大型ごみとして回収			
民間主体で扱われている品目	廃食用油		回収の促進	
	古紙（新聞・雑誌・段ボール）		回収の促進	
	古布		回収の促進	
	二次電池		回収の促進	
	家電4品目（テレビ，冷蔵庫，エアコン，洗濯機）	法律に従い回収・リサイクル（ただし，自動車，パソコンについてはまだ施行されていない）		
	自動車			
	パソコン			
今後，再資源化 の検討 が 必要 な もの	その他紙製容器包装 （紙箱，包装紙など）	容器包装リサイクル法に基づく再資源化のほか，バイオガス化によるエネルギー回収の可能性についても検討する		
	厨芥類	自家処理可能な家庭でのコンポスト化を進めるとともに，バイオガス化によるエネルギー回収の可能性について検討する		
有害物・危険な 処理が 困難な 物	医療器具（注射器・注射針）	事業者と行政が連携を図った処理システムの検討（民間による回収ルートが整備拡大されるよう働きかけを行うなど）		
	有害物質を含むもの（バッテリー・農薬・薬品等）			
	シンナー，灯油の容器，火薬，小型ガスボンベ等			

網掛けは，計画見直しにおいて新たに検討すべき取組

上記以外の品目については，家庭ごみとして収集・焼却処理します。（ただし，大型ごみについては，破碎して鉄分を回収した後に，残りを焼却処理します。）

## 2. 事業系ごみ管理についての考え方

京都市の事業系ごみの区分と処理の大まかな流れ、課題は次のように整理されます。



これらを踏まえると、事業系ごみについては、

**『事業者自らが排出者責任に基づいて適正に処理すること』**

を原則として、事業者の分別・再資源化を促進するための手数料設定のあり方も検討しながら、品目別に、例えば次のような取組を行うことが考えられます。

品目	収集・回収，処理の方向性
缶・びん・ペットボトル	・民間に受け皿があるものについてはそちらに誘導し、ないものについては民間での資源化のための受け皿整備を促進する
その他プラスチック類	
古紙類	・現状の民間での再資源化を促進する
厨芥類	・対応可能な事業者による発生抑制や堆肥化などの取組を推進する。特に、堆肥化については、食（排出側）と農（受入側）を繋ぐ調整機能の整備を検討する ・食品リサイクル法の周知徹底を図る ・都市部でのリサイクルという点も考え、受け皿として柔軟性の高いバイオガス化によるエネルギー回収を検討する

なお、事業系の資源化可能物のリサイクルについては、全体として効率的な再資源化システムを検討することが必要です。